

かもがわ

迎
奏



悪の陳腐さ

慰安婦問題

第二次大戦中の慰安婦問題のために日本と韓国の関係がグクシヤクしています。韓国の日本大使館やそのほかの日本関係の施設の前に慰安婦を象徴する少女像が建てられたことに日本政府は不快感を示しました。国民の中には、これに同調する人がいる一方で韓国の国民感情に理解を示す人もいますが、大方の国民はあまり関心を抱いていないように見受けられます。

この問題について、雑誌「世界」の二〇一七年十月号にハンナ・アーレントの「イエルサレムのアイヒマン」の中の言葉を引用して論じた文章が載っていたのを読み興味を惹かれました。

ハンナ・アーレント

ハンナ・アーレントは、一九〇六年に生まれ一九七五年に亡くなった二〇世紀最大の政治哲学者の一人といわれるユダヤ人女性です。ドイツで生まれ育ちハイデッガーから哲学を学び、ヤスパースのもとで学位論文を書きました。一九三三年にナチスドイツからフランスのパリに逃れ一九四〇年にアメリカへ渡りました。

アーレントは、一九五一年に、ナチズムとスターリン主義という二つの全体主義がなぜ起こりどのようなようにして

起こりえたのかを論じた「全体主義の起源」を著しました。この「全体主義の起源」は、人間の基本的条件を「労働」、「仕事」および「活動」に分け公共的空間で行われる「活動」に最高の価値を与えマルクスの労働至上主義を批判した一九五八年の「人間の条件」とともにアーレントの代表的な著作であり、今日まで世界に大きな影響を与え続けています。アーレントは、これらの論文が評価されて一九五九年にプリンストン大学教授に迎えられました。

アイヒマン裁判

一九六〇年にアドルフ・アイヒマンがアルゼンチンでイスラエルの情報機関によって逮捕され、国際法廷ではなくイスラエルによって裁判にかけられました。アイヒマンは、ナチスドイツの秘密警察のユダヤ人担当部責任者でした。ドイツ占領下のヨーロッパ各地における六〇〇万人にのぼるユダヤ人大量虐殺の実行責任者としての法的責任が問われたのです。一九六一年に裁判が始まり一九六二年に死刑判決が確定してアイヒマンは絞首刑に処せられました。アーレントは、アメリカの雑誌「ニューヨーカー」の特派員としてイ

スラエルへ赴き、アイヒマンの裁判を傍聴し膨大な公判記録に目を通して、その報告を「イエエルサレムのアイヒマン」と題して発表しました。

副題は、「悪の陳腐さ (The Banality of Evil)」についての報告」というものです。アーレン

トの目に映ったアイヒマンは、生来の残酷性や狂信的な反ユダヤ主義や人種差別感情の持主ではなく、人々が抱いていた底の知れない悪魔性を見出すこともできない普通の人間でした。アイヒマンは、法廷で「自分は、ユダヤ人を含めて人を殺したことはない。ユダヤ人の殺害を命じたことでもない。ユダヤ人絶滅に協力し補助したことは認めるが、自分は、命令と法律に従い義務を遂行しただけだ」と繰り返して主張しました。アーレントは、アイヒマンの中に「完全な無思想性」を見ました。他者の立場に立って考える能力が欠如しその苦痛に無関心な一方で、上司の命令には疑うことなく従う人間だということです。アイヒマンは特殊な人物ではなく八〇〇〇万人のドイツ人社会と完全に調和していたとしました。

弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

ユダヤ人社会の反発

「イエエルサレムのアイヒマン」に対して、世界中のユダヤ人社会から激しい反発と批判が起こりアーレントは何人も親しいユダヤ人の友人を失いました。反発の一つは、ナチスのユダヤ人大量虐殺に対してヨーロッパ各地のユダヤ人指導者の協力があつたという事実を指摘したことに対するものです。当時、ユダヤ人指導者が少数のユダヤ人を助けてもらう代わりにナチスが多数のユダヤ人をアウシュビッツに送り込むことに協力したことは公然の秘密でしたが、ユダヤ人社会はこれに蓋をして無かったことにしたかったのでしょうか。

反発・批判のもう一つはより根本的な問題で、アイヒマンの人物とその責任についてのアーレントの見方に対するものです。ユダヤ人にとって、アイヒマンは六〇〇万人もの同胞を虐殺した実行責任者であり悪魔性を持った許すことのできない極悪人以外の何ものでもありませんでした。それをアーレントが「普通の人」だと言ったのですから、ユダヤ人社会の激しい反発を招いたことは理解できません。しかし、アーレントが言うように、ゲルマン民族の純血を守るためにユダヤ人を絶滅するというナチスの方針は、当時のドイツで多くの人々によって受け容れられていました。アイヒマンが特殊なのではなく、もし、当時のドイツ人がアイヒマンの立場に置かれたならば、おそらく誰でも同じ

ように行動したであろうということですから。アーレントは、「全体主義の起源」の中で、ナチズムやスターリン主義などの全体主義支配は、広範な大衆の支持なしには成り立たないとし、大衆が全体主義的プロパガンダ（わが国の「国体護持」のようなもの）を受け入れていたという疑似民主主義的な側面を過小評価すべきではないと言っています。

大量虐殺の政治的責任

アーレントは、アイヒマン個人の法的責任を問うことにどれほどの意味があるのかを問題にしました。ユダヤ人虐殺を支持したドイツという政治共同体の成員は、法的責任はなくても共同体の名で行われた過ちと不正義について政治的責任があることを強調しました。

誰もがそうしたであろうということと実際にそれを行ったことの間には質的な違いがあるので、アイヒマンに法的責任がないとは言えません。しかし、それとは別に、国家という共同体が行った過ちなし不正義に対しては、成員である国民の全てが将来の国民も含めて集団的に政治的責任を負わなければならないというアーレントの考え方には説得力があります。

慰安婦問題への示唆

日韓の慰安婦問題では、当時の行為者とか設営者の個人的な法的責任

が問題にされているわけではありません。しかし、当時、わが国のすべてと言ってもよいほどの国民が諸手を挙げて政府や軍部のすることを支持していた以上、アーレントの論法に従えば、日本社会の成員全てが将来の国民も含めて集団的に政府や軍部の過ちについて政治的責任を負うべきだということになります。そうすると、日本政府を始め一部の論者が形式的な理屈を付けて慰安婦問題の政治的責任を回避しようとしているのは問題ではないかと思われました。

再びアーレントについて

アーレントは、ユダヤ人虐殺とかナチズムやスターリン主義を問題にするだけでなく、国際法上に平和に対する罪についての明確な規定がないことを指摘していますし、ソ連によるカティンの森事件やアメリカによる広島・長崎への原爆投下が裁かれないことも批判しています。

過去と未来の狭間の中で、私達はこの国という政治共同体の過ちや不正義を含む過去の「出来事」について、その本質や私達成員の責任を考えていかなければなりません。その際に物の考え方について教えてくれるのがアーレントであるような気がします。

共同作業所運動の今

共同作業所って知っていますか

どんなに障害が重くても働きたい。しかし、障害の程度にあった職場がない。そんな思いを持った当事者や家族が、誰でも働ける場所を自分たちで作ろうとして作った働く場所が「共同作業所」です。初めて共同作業所が作られたのが、一九六九年三月、名古屋「ゆたか福祉会」の知的障害者施設でしたが、それ以来、精神障害者をはじめあらゆる障害者（作業所では、仲間と言っています。）の間にこの運動が広がり、現在、全国では共同作業所の理念を受け継ぐ作業所（団体）は、一六、〇〇〇あると言われています。

しかし、共同作業所は、現実には、財政的な基盤が弱く大きな問題とされてきました。

本来、仲間の働く場所の保障は、国や自治体の責任で行わなければならないことは、憲法一三条（幸福追求の権利）、二五条（生存権の保障）、二七条（勤労の権利）から、当然のことです。そして、仲間や家族たちは、公的負担・支援を求めて粘り強く運動を行ってきました。そして、一九八一年から東京都が運営費の補助を開始し、全国の自治体が運営費の補助を出すようになりました。その後、社会福祉法人の設立要件の緩和、NPO法人にも補助金が支払われるようになったことなどから、国の補助も少しずつ行われるようになり

ました。しかし、財政基盤は、まだまだ弱いのが実態です。

このため、それぞれの作業所がお互いの要求を持ち寄り、協力しながら、全国規模で運動をしなければ大きな力とならないし、全国各地の運動の交流を図るために、一九七七年に、共同作業所全国連絡会（二〇〇一年五月に「きょうれん」と名称が変更されています。）が設立され、現在では約一、九〇〇の事業所が会員となっています。

きょうれんの

全国大会が京都で開かれます

このような理由と経過で設置されたきょうれんですが、一九七八年以来毎年全国大会が開かれてきました。昨年は札幌で開かれましたが、今年は、九月二一日・二二日に京都で開かれることになりました（京都国際会議場が会場）。京都では四度目の開催ですが、既に、実行委員会も発足し、私は、光栄にも実行委員長という重責を拝命することになりました。大会のスローガンは、「ともに生きる」とともに創る 夢ある未来へ 京都から」です。

今年、日本が「障害者権利条約」を批准してから五周年の節目の年です。しかし、まだまだその理念や具体的な内容が全国に根付いておりません。そ

こで、記念企画は、国連障害者権利条約特別委員会の議長として条約の原案をまとめられたドン・マツケイ氏を招請しての国際シンポジウムを企画しています。一方、神奈川県津久井やまゆり園での殺傷事件に象徴されるように、この国には、「社会の役に立つか立たないかによって人間の価値が決められる」という見方が未だ根深い実態があります。そのうえ、国は「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現という耳あたりの良い言葉で、福祉に対する国の責任を地域住民に丸投げしようとしています。今年の全国大会は、社会保障の根本的あり方を、仲間、支援者、多くの団体・個人の方と考え、交流する場に行いたいと思っています。

また、折角の全国大会ですから、京都の各地域で、「障害者権利条約」の意義、津久井やまゆり園での殺傷事件の教訓、これからの社会保障のあり方を、議論すること、京都の各地域に連帯と運動の輪を広めたいと思っています。そして、大会の成果を、全国の仲間たちの夢ある未来を創るために京都から発信したいと思っています。皆様のご協力をお願いします。

弁護士

尾藤 廣喜

Hiroki Bitoh



排除と寛容

排除の風潮

昨年、希望の党代表小池氏の「排除」発言が反発を買いましたが、トランプ大統領のイスラム系移民の入国禁止命令や全世界的な広がりを見せる移民排除の動きなどを見ると、排除の感情が世界を支配しつつあるように見えます。北朝鮮もアメリカも、互いに自国の要求を飲まなければ武力で相手国を排除すると警告しあっています。自国の利益のために他国を排除しようとしたことで戦争が始まった苦い経験から、他国との協調、信頼構築により戦争を防ごうとする日本国憲法の本質とは真つ向から反する風潮です。

他者への敬意と寛容

排除と対極にあるものが、寛容、許しの精神、他人に対する敬意の精神でしょう。江戸時代の前から日本では学者などの書き記したものの中にはこのような精神の大切さを説くものがあります。養生訓で有名な貝原益軒は、「親しい人や目上の人を敬うのは当然のこととして、ゆきずりの人や、もの乞いの者についても、すべて天地が生んだ人間なのだから、それなりに敬いの心をもって接するべきである。憎んだり、蔑んだりしてはならない。」と書き記しています。新渡戸稲造も、昔、北条時頼が「たとえ人が怒って自分を傷つけても、こちらからは仕返しをせず、逆に真心をもって接

し、いいねいに対応すれば、どんな人でも木や石でないのだから、こちらの人徳が伝わるでしょう。」という趣旨のことを残していることを引用してくりかえし同旨を説いています。

山本周五郎の小説

寛容、許しという言葉から私が連想する小説に山本周五郎の「裏の木戸はあいている」と「ちくしよ谷」があります。

「裏の木戸はあいている」の主人公、高林喜兵衛は、時として自分の子の薬代の支払いにも難渋している生活状況でしたが、家の裏に備えた木箱に現金を入れ、裏木戸をあけたままにしていました。誰であらうと貧しい者が箱の中からはしいだけ持っていける、返せるようになれば返せばよいというものでした。しかし、この善行を陰で支える（おそらくはひそかに箱の中に現金を補充していたであろう）友人ですら、「小人の思惑だ。それは人に恵むように見えるが、却って人をなまくらにする」と意見します。喜兵衛は、好意を寄せていた娘が貧しさのため一家自殺したというつらい経験があったことを明かします。はたして利己心のある人間に喜兵衛の善意が実を結ぶのかも興味深いのですが、喜兵衛が理念的正義感だけからそのような行為を行おうとするわけではないところに奥深さを感じます。

「ちくしよ谷」という場所に深い欲と無知のために隔離された生活をしている集団の番人として働くことを希望した朝田隼人には、部下の不正を庇ったにもかかわらずその部下に謀殺された兄がいました。その兄を殺した人物も役人として「ちくしよ谷」にいます。隼人は「法は最上のものではない。法を完全におこなおうとすれば、この世で罪をまぬがれる者はいないだろう。人間はみな大なり小なり罪を犯している。」との信念のもと、兄の敵である人物を赦し続けて、心からの謝罪をさせます。

犯罪者に対して刑罰を科すことを目的とする司法においても、修復的司法（加害者と被害者の関係修復等を目的とする）という考え方が言われるようになっていますが、その根底には理解と寛容への志向があります。

道徳教育というところ胡散臭いものがありますが、現代のような時代においてこそ、他者に対する敬意の精神、寛容の大切さを繰り返して国民に分かりやすく伝え、日本人の共有できる精神的基盤となるよう努力する必要があると思います。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

「引っ越し」雑感

★ 年末の引っ越しというのは、年の瀬に借金取りに追われて夜逃げをするといった何やら暗いイメージが頭に浮かんでくるのですが、当事務所は、業務充実に努めるためという明るい引っ越しがかなうこととなり、喜ばしい限りです。

★ 自宅であるのがオフィスであろうが、引っ越しというものは多額のお金と大きな労力、それに時間を要するもので、日々の営みからすれば一大事業といえましょう。自分の引っ越し歴を顧みますと、小学校入学前の今や記憶の断片もない時期に二回、小学校入学から大学卒業までの間に七回、仕事に就いてから現在までに一〇回あり、これら以外に、単身赴任中の留守宅の引っ越しが一回、役所の新庁舎完成によるオフィス移転が一回あります。これだけ回数を重ねますと、さすがに慣れてきますので、引っ越しの手間暇はさほど苦にならないのですが、自宅の引っ越しの場合、生活環境、人間関係ががらりと変わってしまいますので、そのストレスには大きなものがあります。特に転校というのは、容赦のない同級生がいる敵地に乗り込むようなもので、かなり苦痛でした。

★ 昭和の時代の引っ越しというのは、個人向けの引っ越し業がまだ十分に発達しておらず、業者は荷物の積み卸し、大型の荷物の梱包・解梱と行き先までの輸送しかやらないというものが主流であったように思います。そうになると、自力で梱包用の段ボール箱をかき集めることに始まり、引っ越し先で開梱してこれを処分しなければなりませんので、相当な時間と労力を費やさざるを得ません。ちなみに、「開梱」と「解梱」は、広辞苑では単なる荷ほどきとして同義であるように示されていますが、業界では、前者は段ボール箱など小型の荷物を開けること、後者は家具など大型の荷物の梱包を解くことといったように截然と区別されているようです。

★ 昭和の時代の引っ越しというのは、個人向けの引っ越し業がまだ十分に発達しておらず、業者は荷物の積み卸し、大型の荷物の梱包・解梱と行き先までの輸送しかやらないというものが主流であったように思います。そうになると、自力で梱包用の段ボール箱をかき集めることに始まり、引っ越し先で開梱してこれを処分しなければなりませんので、相当な時間と労力を費やさざるを得ません。ちなみに、「開梱」と「解梱」は、広辞苑では単なる荷ほどきとして同義であるように示されていますが、業界では、前者は段ボール箱など小型の荷物を開けること、後者は家具など大型の荷物の梱包を解くことといったように截然と区別されているようです。

★ さて、このような経験から学んだ自分なりの引っ越しの極意ですが、何よりも荷物の「減量」でしょう。梱包に取りかかる前に持っていくか、あるいは処分しておくことが肝要です。これさえできていれば、最後に時間が足りないということになっても、とりあえずそこにある物を段ボール箱に折り込めばよいので、慌てなくて済みます。持って行かない物を選別する作業というのは、使わないまま放置されている物を整理するまたとない機会となります。考えてみれば、「減量」に務める姿勢は、ふだんの仕事や体重の管理にも求められるところであり、事務所の引っ越しを機に心機一転を図りたいものです。



弁護士

 鍛田 則仁
 Norihito Kuwata

外国のお客様をお迎えして

昨年十月は、外国の訪問者と接する機会が多く、大変充実した一ヶ月となりました。今回は、その概要をご紹介します。

自由人権協会・Shapiro弁護士講演

皮切りとなったのが、アメリカ自由人権協会 (ACLU) (Shapiro 弁護士) の京都講演 (自由人権協会京都主催) です。会場となった京都弁護士会館でのお出迎えを担当し、また、講演会の後の懇親会で同じテーブルで会食する機会に恵まれました。ヘイトスピーチに関するACLUの立ち位置、米国のロースクール学生の意識変化、連邦最高裁の弁論で裁判官からの鋭い質問責めでたじたじとなる弁護士の様子など、興味深いお話をたくさんお聞きすることができました。



特に印象に残ったのが、同性婚のウェディングケーキの事件のお話です。芸術的な「作品」制作で有名なケーキ職人が、キリスト教の信条に反するとの理由で同性婚の挙式のためのケーキ制作を断ったところ、Colorado州政府 (人権委員会) から差別禁止法に反するとして各種対応策を命じられていました。ケーキ職人からは「表

現の自由」が主張され、全米を二分する議論になっており、一二月の連邦最高裁弁論が注目されているそうです。

North Carolina州 弁護士会代表団

次の週には、日本視察旅行の一環として京都弁護士会を訪れたNorth Carolina州の弁護士の方々と懇親会に参加させていただきました。ご家族やお子さんも一緒に和やかな雰囲気のお会合でした。

同州には数多くの日本企業が生産拠点を持っており日本への関心は高いそうです。隣に座った小学六年生のお子さんは学校のDual Language制度で日本語を勉強中とのことでした。私の「お雑煮」の話に関心を持った様子で、後日、地域ごとの違いをイラスト図解したwebページをご案内したところ、とても喜んでくださいました。



弁護士の方々の経歴はさまざま、ロー・クラーク時代の若かりし頃のお話であるとか、家具製造企業の社内弁護士として中国進出に取り組んだときのご苦労話など盛りだくさんの話題で、紙面の制限でご紹介できないのが残念です。

Stanford大学

京都センター歓迎会

同じ週末には、三ヶ月の京都プログラムに参加するStanford大学の学生たちの歓迎会に出席しました。外部企業と連携して「折り紙」技術を応用したソーラーパネル制作に取り組んでいる機械工学部の学生のお話、人工知能 (AI) プログラミングを専攻する学生との議論が刺激的でした。

講演依頼など

このところ、普段の弁護士業務で英語案件に割く時間割合が増えています。業務以外でも、一二月のヘイト・スピーチのシンポジウムでの英語発表、三月のPennsylvania大学のロースクール生への特別講義等の依頼を受け、目下、準備を進めているところです。

他国の法制度を学ぶことは驚きの連続です。当たり前と感じてきた日本の実務慣習を再考するきっかけにもなりますし、外国出身の依頼者の方々に日本の制度を説明するときにも役立ちます。

貴重な機会をくださったみなさんとの出会いに感謝しながら、精一杯、与えられた役割を果たしていきたいと思えます。



弁護士

富増 四季
Shiki Tomimasu

やましいことは何もない？

昨年一〇月、大津において日弁連の人權擁護大会が開催され、私は第二分科会のシンポジウム『情報は誰のもの？』監視社会と情報公開を考える』に実行委員として参加しました。このシンポジウムでは、アメリカ政府が電子メール、SNSを含むあらゆるインターネット上の情報を収集していた実態を暴露した元NSA・CIA職員のエドワード・スノーデン氏のライブインタビューなどを実施し、多くの方々に興味を持っていただけたようでした。

もつとも、こうしたテーマは、身近であるにもかかわらず抽象的な内容であって、やはり今なお「分かるようで分からない」問題かもしれません。

国家による情報収集に関連する憲法上の権利といえば、プライバシー権です。プライバシー権の内容につき、従来の考え方は、プライバシー権を「一般人が公開されたくないだろうと認められるもの」であること(秘匿性)を中心に理解してきましたが、高度情報化社会を踏まえて自己の情報をコントロールする権利として捉え直され、現在でも議論が続いています。

しかし、自分の情報をコントロールすることにどれだけ意味があるのでしょうか？確かに、自宅内を覗き見られることに抵抗を覚える人は多くても、どこでどのような物を買ったのか、といったこと

が政府に把握されたとしても、直ちにそれに抵抗を覚えるかというと、これには個人差があるでしょう。

そのため「多くの人々にとって隠したい事柄ではなく、他方で政府が安全保障の観点から収集する可能性の高いタイプの情報については、政府により情報収集されてもかまわない、何故なら私にはやましいことは何もないからだ。」と考える人もいるでしょう。ジョージタウン大学のダニエル・J・ソロブ教授は、その著書(大島ほか訳)「プライバシーなんていらぬか？」(勁草書房、二〇一七年)において、こうした考え方を「やましいことは何もない論」として取り上げています。

ソロブ教授は、やましいことは何もない論に対しいくつかの問題を指摘します。ここでは、「集約」という問題を紹介します。

ある人がガンについての本を購入したとしても、その購入の動機は様々です。その人がガンについて関心を持っているのかもしれないが、その人自身は病気に関心はないけれども誰か身近な人のために本を購入した可能性もあります。

次に、その人がかつらを購入したとしても、かつらの購入それ自体には多数の理由が考えられ、その人は単に薄

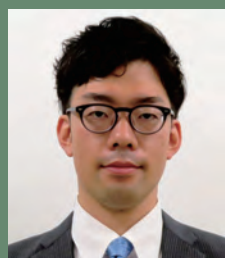
毛を気にしている可能性も十分に考えられるとこ

ろです。しかし、これらの情報を組み合わせると、その人がガンで化学療法を受けているという秘匿性の高い重要な情報に至る推論が可能になります。

実は、このようにいくつかの情報を組み合わせて重要な事実を推論することは、何も特別なことではなく、弁護士の業務ではまさに日常的に行っていることなのです。多くの弁護士がプライバシー権を重視し、監視に批判的なのは、政府にもこうした推論が可能なることをよく理解しているからです。

自衛のために、自分に関する情報を政府がアクセスできる場所に残さないようにするとしても、インターネット上でのコミュニケーションが重要となっている現代においては現実的ではないでしょう(私事ですが、昨年結婚したときには私もSNSに投稿するなどしていました)。そうである以上、政府による情報収集について、適切な規制・仕組みが構築されるべきです。

弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

政治家とペット

二〇一七年一月の就任以来、何かと話題の多いアメリカ大統領ドナルド・トランプ氏ですが、最近少し変わったニュースを目にしました。

トランプ氏は、アメリカ大統領史上、初めてペットを飼っていない大統領であるとのことです。トランプ氏一家は、ペットを飼育しておらず、大統領就任後、ホワイトハウスで飼われるにふさわしい候補犬として、ゴールデンドウドル(ゴールデンレトリバーとブードルのミックス犬)を紹介されたことがあり、実際にその犬とも面会したのですが、結局、「犬のための時間はない」と断ったようです。

ホワイトハウスでペットを飼う伝統は、第三代大統領トマス・ジェファソンにまでさかのぼり、以来、犬を中心にホワイトハウスではどの大統領の時代にも様々なペットがいました。外交上、変わった動物を贈られることも多く、歴代大統領は、ゾウの群れ、トラの子供、アリゲーターといった動物を贈られ、飼育していたこともあったようです。

私は全く知らなかったのですが、このようにアメリカ大統領がペットを飼うことは、ホワイトハウスの伝統として常識であったようです。

大統領がペットを飼っているかという話題の重要性自体はさておき、ホワイトハウスの伝統を気にもとめない姿勢は、歴代でも異

色の大統領と言われるトランプ氏を示す一つのエピソードだと言えそうです。

一見縁遠く思える政治家とペットの関係ですが、動物好きの政治家は意外に多いらしく、また、ペットを飼っていることが政治家の知られざる一面としてクロージアップされることもしばしばあります。イギリス元首相のウィンストン・チャーチルは動物好きで、犬、猫、鳥、魚と様々なペットを飼っていたことは有名ですし、国内では、「ワンワン宰相」の異名もあるほど犬好きだった吉田茂は、多いときには一〇匹以上の犬を飼っていたエピソードもあります。昨今でも、ロシアのプーチン大統領は動物好きとして報道されることも多く、二〇一二年に東日本大震災後の支援に対するお礼として秋田県知事がプーチン大統領に贈った秋田犬「ゆめ」は、大統領との写真やその近況も含め、ニュースで話題になることがあります。

このように、政治家のペットや動物好きの話題がニュースとなる理由については、様々な見方があるようです。特にこの種の報道が盛んな海外では、動物との関わり方が単なる「癒やし」や「笑い」を超え、その政治家を知るための手段になっている面もありますし、世間に持たれている固いイメージをソフトで身近なものとするこ

でアピール力が向上するという政治家側の狙いを分析する向きもあります。とはいえ、単に動物が好きなのだなのか、戦略的な意味を多分に含んでいるのかといったことは、結局のところ当人にしか分からないものです。動物は正直者と言われますし、そのような報道に出会ったときは、動物がどのような表情をしているのか、注目してみるのも面白いかも知れません。

ちなみに、私自身は、犬や猫を飼ったことがありませんが、一部例外を除き生き物は好きなのでペットの飼育経験はある程度あります。その中で変わったものとしては、『デグー』というチリの山岳地帯原産のげっ歯類がいます。外見はネズミに近く地味なのですが、社会性があり好奇心も強い

ため、よく人になつきます。日本ではまだ知名度が低いのですが、ドイツなどでは比較的人気のペットのようで、簡単な芸も覚えるので、面白い始めるととてもかわいく、個人的におすすめのペットです。



弁護士

鎌田 透
Toru Kuwata

かもがわ講座

「認知症の家族の責任」

認知症の家族を抱える家族にとって介護は深刻で悩みの多い問題です。

認知症の男性が線路に立ち入り列車に衝突して死亡した事故で鉄道会社に損害が生じたとして妻と長男に損害賠償を求める裁判が起きました。最高裁判所は平成二八年三月一日、鉄道会社の請求を棄却する判決をしました。

民法七二四条は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものと定めています。そこで、妻や長男が法定監督義務者として責任を負うかが問題となりました。裁判所は、妻や家族であるという理由だけで法定監督義務者には該当しないが、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から損害賠償責任を負う場合があると解釈をしました。そのうえで、この事件では妻も長男も、監督を引き受けたとみるべき特段の事情は

ないと判断しました。

この判決の考え方からすると、家族のうち誰かが介護を全面的に引き受けた場合には責任を負う可能性があります。被害者の救済という観点を考慮すれば致し方ない考え方ではありますが、家族が認知症患者が外に出て他人に損害を加えないように身体の自由を厳しく拘束してしまう事態が起きるのではないかと、家族の介護を引き受けた家族だけが責任を負い、介護を引き受けない家族は何の責任も問われないというのは不公平ではないかという問題も指摘されています。

徘徊などを繰り返す認知症患者の行動により第三者に損害を与えることを家族だけで防止することは困難です。

今後、ますます高齢化社会が進むことを考えれば、認知症患者の保護を充実し、認知症行動による損害を防止するためにも、行政が人的・物的施設を充実させるべき責任は重いと見えるでしょう。